

様式第4号（第4条関係）

（表面）

行政文書の不開示決定通知書

第 年 月 日 号

様

埼玉西部環境保全組合
管理者

年 月 日付けで開示請求のありました行政文書については、次のとおり開示しないことと決定しましたので、埼玉西部環境保全組合情報公開条例第11条第2項の規定により通知します。

開示請求に係る行政文書の名称又は内容	
対象行政文書の名称	
開示しないこととする根拠規定及び当該規定を適用する理由	1 埼玉西部環境保全組合情報公開条例 条第 号に該当 2 理由
※ 埼玉西部環境保全組合情報公開条例第14条第2項の規定に該当する場合の行政文書の開示をすることができる時期	年 月 日以降であれば、開示請求に係る行政文書（全部・一部）を開示することができますので、同日以降に改めて開示請求をしてください。
担 当 係	係 電話番号 (内線)
備 考	

注意

- ※印の欄は、開示請求に係る行政文書が期間の経過により開示できるもので、かつ、開示できる時期をあらかじめ明示できる場合に記入してあります。
- 裏面もお読みください。

(裏面)

教 示

1 審査請求について

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、埼玉西部環境保全組合管理者に対して審査請求をすることができます。

ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。

2 取消訴訟について

この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日（1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6か月以内に、埼玉西部環境保全組合を被告として提起することができます。この場合、当該訴訟において埼玉西部環境保全組合を代表する者は、埼玉西部環境保全組合管理者です。

ただし、この処分があったことを知った日（1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日（1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決の日）の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。